1「観光復興促進特区」の税制優遇措置について 別紙①

(1) 税制優遇の内容

- ① **設備投資に係る特別償却・税額控除**(復興特区法第37条)機械・装置、建物等の投資に係る特別償却・税額控除
- ② 被災者雇用に係る税額控除(復興特区法第38条) 被災被雇用者の給与等支給額の10%を税額控除
- ③ 新規立地促進税制(復興特区法第40条) 新規立地新設企業の法人税を実質5年間無税
- ④ 研究開発税制の特例(復興特区法第39条)開発研究用減価償却資産の即時償却+12%税額控除
- ⑤ 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置(復興特区法第43条) 施設・設備の新・増設による事業税・不動産取得税・固定資産税の課税免除又は 不均一課税を行った場合の減収補塡 ※ ⑤については、上記①、③、④の指定を受けた場合に限ります。

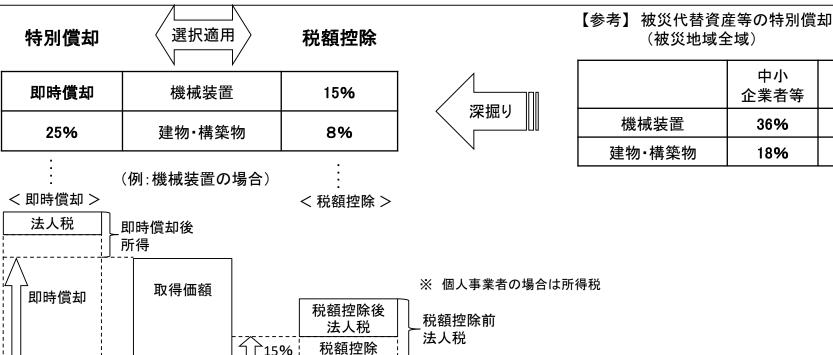


①~③は 選択適用

① 設備投資に係る特別償却・税額控除(復興特区法第37条)

東日本大震災復興特別区域法の施行日から平成28年3月31日までの間に、指定を受けた個人事業者又は法人(※1)が復興産業集積区域において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができる。

- 機械又は装置:**即時償却又は取得価格の15%の税額空除**(※2)
- 建 物 :取得価格の25%の特別償却又は8%の税額空除(※2)
- ※1 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。
- ※2 当期の税額の20%相当額を限度。なお、20%相当額を超えた部分の金額については、4年間、繰越控除できる。
- ※3 本措置く法37条>、新規立地促進税制く法人のみ、法40条>、法人税等の特別控除く法38条>はいずれかの選択適用。



その他

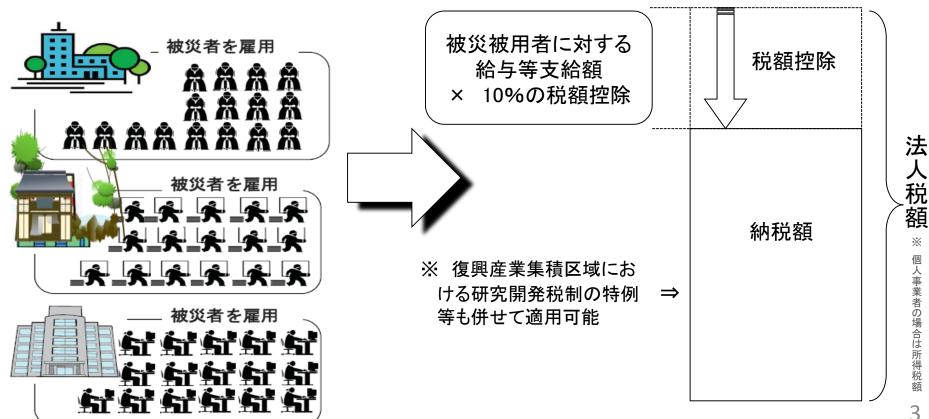
法人

30%

15%

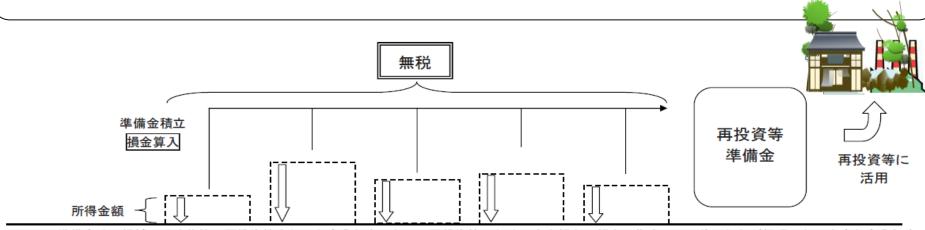
被災者雇用に係る税額控除(復興特区法第38条)

- ○平成28年3月31日までに指定を受けた個人事業者又は法人(注 1)が、指定を受けた日から5年の間の復興産業集積区域内の 事業所における被災被用者(注2)に対する給与等支給額の10%を税額の20%を限度として控除できる。
 - (注 1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なざれ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を 行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。
 - (注2)雇用されている被災者。被災者は次のいずれか。
 - ①平成23年3月11日時点で特定被災区域内の事業所で勤務していた者
 - ②平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた者
 - (注3)本措置く法38条>、新規立地促進税制く法人のみ、法40条>、事業用設備の特別償却等く法37条>はいずれかの選択適用。



③ 新規立地促進税制(復興特区法第40条)

- (1) 復興産業集積区域内において、平成28年3月31日までの間に指定を受けた法人_(注)が、指定の日から同日以後 5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として 積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる。⇒**実質的に無税に**
- (2) 復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却できる(準備金の範囲で即時償却)。
- (注)対象法人は次の要件をすべて満たす法人
- ・復興産業集積区域を規定する復興推進計画の認定の日(平成27年3月26日)以後に設立されたこと
- ・被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること
- ・認定復興推進計画に記載された事業のみを行う法人であること
- ・ 復興産業集積区域内に本店を有すること
- ・積立てを行う事業年度において復興産業集積区域外に事業所等を保有しないこと ←<u>平成26年度税制改正により緩和</u>
- ・指定を受けた事業年度に事業の用に供するために取得等をした機械又は建物等の取得価額が3億円以上(中小法人等は3,000万円以上)であること
- (注)本措置く法40条>、事業用設備の特別償却等く法37条>、法人税等の特別控除く法38条>はいずれかの選択適用



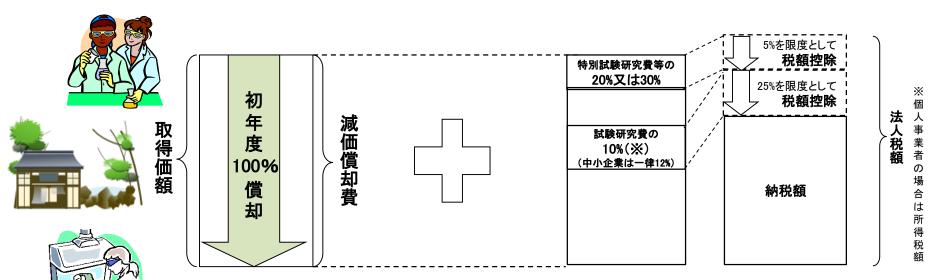
※ この準備金は、機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において再投資等のための支出額と同額を、指定の日以後 10 年が経過した日を含む事業年度 (基準年度)以後の各事業年度においては基準年度の準備金残高の 10 分の 1 を、それぞれ取り崩して益金に算入する。

研究開発税制の特例(復興特区法第39条)

- (1) 平成28年3月31日までの間に復興産業集積区域において、指定を受けた個人事業者又は法人(注1)が取得 等した開発研究用減価償却資産について、普通償却限度額に加え、取得価額まで特別償却ができる(即時償 却)。
- (1)の対象となる開発研究用減価償却資産の償却費について、研究開発税制を適用し税額控除も可能^(注2)。 (2)
- (注1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。 (注2) 試験研究費割合に応じ、償却費の8~10%(中小企業者等は12%)を税額控除(法人税額の25%を上限)。さらに、大学等との共同研究等の特別試験研究費等がある場合、当該研究に係る償却費の30%又20%を税額控除(法 人税額の5%を上限)。

(1)即時償却

(2)研究開発税制の特例



※試験研究費の割合が1割未満の場合は、その割合に応じ8%まで割落とし

⑤ 地方税の課税免除又は不均一課税(復興特区法第43条)

復興産業集積区域内において、施設・設備の新設又は増設を行い、(上記の国税の特例のうち法37条、法39条、法40条の指定を受けた場合に限る)、県及び市町村で定めるところにより、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免を行った場合、当該地方公共団体の減収に対して震災復興特別交付税により補塡する措置が受けられます。

重要

固定資産税のうち、市町村課税分についての課税免除又は不均一課税は市町村で条例を制定していただく必要があります。

ただし、「ふくしま産業復興投資促進特区」の認定に伴い、既に条例を施行している市町村においては、新たに制定する必要はありません。

ポイント

法37条、法39条、法40条の指定を受けた事業者であれば、法人税(個人事業者であれば所得税)が発生しない事業者に対して地方税の課税免除又は不均一課税を行った場合においても減収補塡を受けることは可能です。

※ ただし、法40条の指定を受けた事業者に対し、指定要件(特区法施行規則第17条第 1項第3号)に係る設備投資分について課税免除又は不均一課税を行った場合に、 減収補塡を受けるためには、法37条の指定も受けてもらう必要があります。



